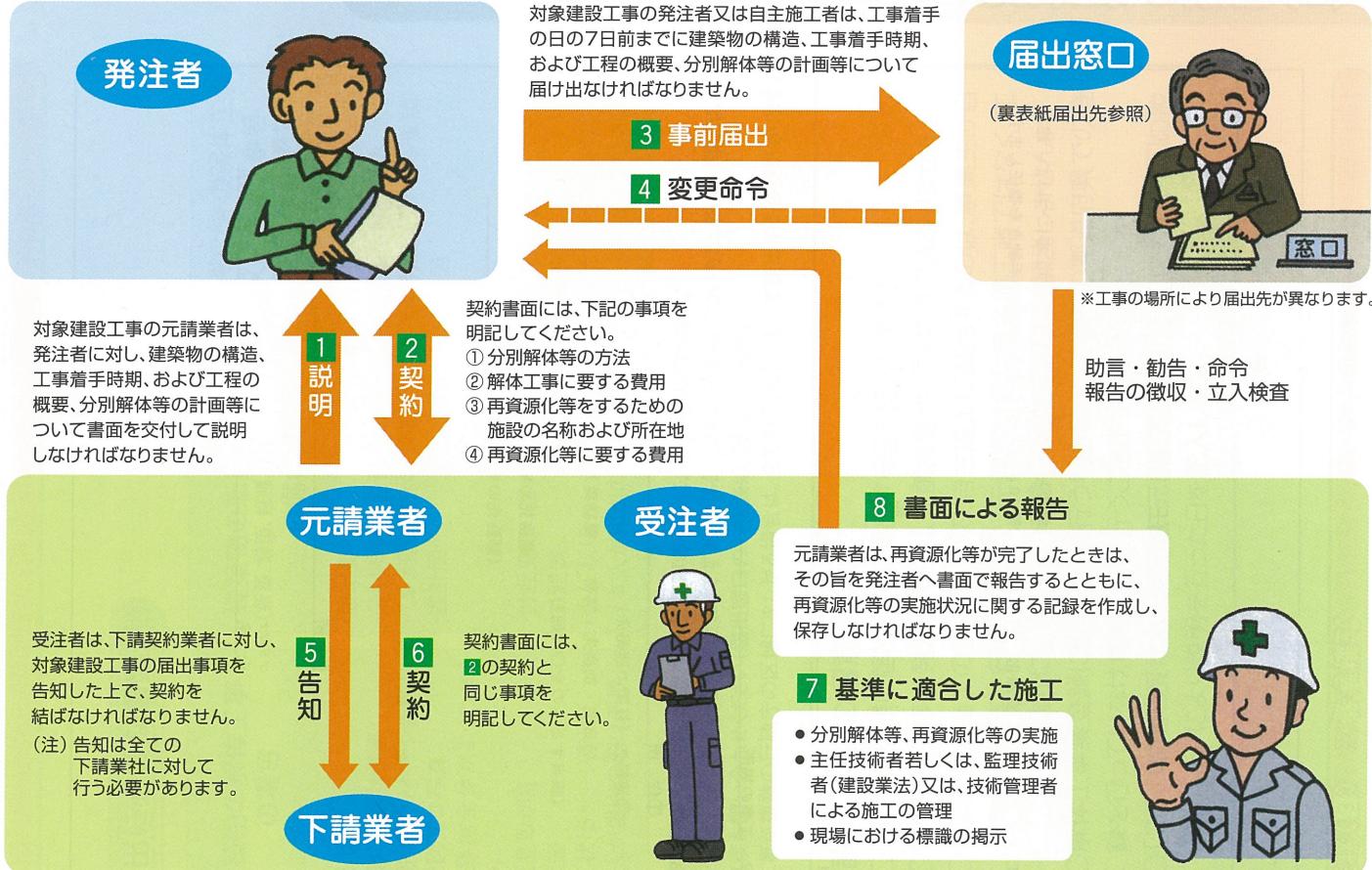


③法に基づく義務等のフロー図

(書類の記載例については、5ページから10ページに掲載)



(イラスト等の出典：建設副産物リサイクル広報推進会議)

○変更届出等について

工事着手前に届出事項に変更が生じた場合は、工事着手の日の7日前までに、変更届出書を提出する必要があります。着工後に変更が生じた場合については変更届出の必要はありませんが、必要に応じて分別解体等の計画を変更しながら適正に工事を実施する必要があります。

工事の場所や種類が変わった場合や、元請業者が変更された場合など、工事の前提条件が変わった時は、改めて届出を行う必要があります。

又、当初は対象建設工事ではなかったが、着工後に変更等により対象建設工事となった場合は、その時点ですみやかに届出を行う必要があります(工事を一時中断する必要はありません)。

④罰則について(主なものを抜粋)

違反内容	罰則	違反内容	罰則
解体工事業登録等なく工事を実施	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	分別解体等・再資源化等の方法の変更等の命令に従わない	50万円以下の罰金
事前届出なし	20万円以下の罰金	再資源化等の実施状況に関する記録等をしない	10万円以下の過料
届出等に係る変更命令に従わない	30万円以下の罰金	標識を掲示しない	10万円以下の過料
技術管理者を設置しない	20万円以下の罰金		

考え方のポイント

○再資源化等とは、再資源化および縮減をいいます。

○再資源化とは、以下の行為とされています。

- ① 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く)ができる状態にする行為
- ② 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの、又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

○縮減とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により、建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいいます。

○木材の場合は、ボード化に加え、ボード化を前提としたチップ化であれば原材料として利用できるので、再資源化を行ったことになり、又、熱回収を前提とした木材のチップ化も再資源化に含まれます(ただし、単なる焼却を前提にチップ化することは再資源化には当たりません)。

○又、特定建設資材廃棄物の再資源化等は、他の産業廃棄物の処理と同様に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」の適用を受けます。このため、再資源化等は、原則として対象建設工事の元請業者が自らの責任において行わなければならず、廃棄物処理法が定めている保管基準や処理基準はもとより、収集運搬や処理を委託する場合には委託基準(許可業者以外への処理委託の禁止、書面による契約締結など)が適用されるほか、マニフェストの交付・確認・保管義務などが課されています。